

香川県立図書館部門別資料収集基準

1 目的

この基準は、香川県立図書館資料収集方針の規定に基づき、資料収集の基準について必要な事項を定める。

2 総則

(1) 収集の方法における用語の意義

- ① 購入 書店及び出版者等から資料を買入れることをいう。
- ② 寄贈 出版者もしくは所有者等から資料を無償で提供されることをいう。
- ③ 再用 紛失等により除籍した資料を再度受入れることをいう。また、受入後、製本等により分割された資料を受入れる場合も含む。
- ④ 生産 当館が作成、刊行した資料を受入れることをいう。
- ⑤ 区分変更 資料区分を変更して受け入れることをいう。
- ⑥ 保管換 香川県会計規則による保管換により受入れることをいう。

(2) 収集における留意事項

- ① 予約限定版、私家版等の一般の市販ルートでは入手困難な資料の収集に留意する。
- ② 資料の形態、規格、印刷の仕上がり、堅牢性を考慮する。なお、以下のものについては、原則として収集しない。
 - ア 切り抜き、組み立てを目的に編集されたもの
 - イ 書き込みを目的に編集されたもの
- ③ 寄贈資料については、収集方針に準拠し、積極的に収集する。
- ④ 購入希望資料については、収集方針に準拠しながら、利用者の要望に沿うよう努力する。
- ⑤ 障害のある人及び高齢者の利用に留意して収集する。

3 各部門の資料収集基準

(1) 一般資料部門

① 通則

収集部数は、原則として1部とするが、特に必要とされるものについては、複数部収集する。

② 図書等

- ア 各分野にわたり、様々な観点から幅広く体系的に収集する。
- イ 各分野について、教養書、概説書から、専門書、学術書にいたるまで広範囲な収集に努める。
- ウ 各分野にわたり、最新のデータ、情報が得られるよう留意する。
- エ 既存資料の更新（新版、改訂版、増補版等の収集）に努める。
- オ 話題性、時事性を考慮する。

カ 次の資料については、積極的に収集する

- (ア) 参考図書及び調査研究に必要な専門的資料
- (イ) 古典的図書、名著といわれる基本的な資料
- (ウ) 全集、著作集、叢書及び講座等
- (エ) 政府関係機関の出版物
- (オ) 各分野で受賞の対象となった資料
- (カ) 出版、図書館及び図書館学関係の資料
- (キ) 大活字本

キ 次の資料については、厳選して収集する。

- (ア) 実用書、娯楽書
- (イ) 極めて高度な専門書、学術書
- (ウ) 類型的な作品が多量に出版されている大衆文学書
- (エ) 極めて高価な美術書、豪華本

ク 次の資料については、原則として収集しない。

- (ア) 学習参考書
- (イ) 各種試験問題集、テキスト集
- (ウ) 教師用の指導書
- (エ) 漫画及び漫画に類似した資料
- (オ) 個々の楽譜

ケ ヤングアダルト図書

ヤングアダルト（中学生以上の10代）を対象として出版された図書を中心に、各分野のものを幅広く収集する。

コ 文庫本及び新書本

評価の高さ、単行本との重複の割合、継続性等を考慮し、文庫、新書の種類を限定して、原則として全点を継続して収集する。

サ 外国語資料

次のものを中心収集する。

- (ア) 各分野の主要な参考図書
- (イ) 各分野で定評のある古典、名著及び受賞作品
- (ウ) 各国の政治、経済、社会及び文化等に関する図書
- (エ) 日本に関して書かれた資料及び外国語に翻訳された日本の文芸作品等

シ 国内情報資料

四国を中心に全国主要地域の現況を把握するのに必要な資料を次のとおり収集する。

- (ア) 各都道府県の統計書、都道府県勢要覧
- (イ) 各都道府県単位の都市地図
- (ウ) 國土地理院発行の地形図（縮尺2万5千分の1で中国・四国地方のもの）
- (エ) 各都道府県の企業関係資料

(オ) 電話帳

(カ) 観光パンフレット

(キ) その他

ス 国際情報資料

世界各国、各地域の現況を把握するのに必要な資料を次のとおり収集する。

(ア) 国勢要覧的な資料

(イ) 各種統計資料

(ウ) 各種地図

(エ) 観光ガイド、パンフレット

(オ) その他

③ 新聞、雑誌等

ア 新聞は、次のとおり収集する。

(ア) 全国紙、代表的方紙

(イ) 各種専門紙

(ウ) 縮刷版、マイクロフィルムについては、必要に応じて収集する。

(エ) 外国語の新聞については、信頼性があり定評のあるものを収集する。

(オ) その他

イ 雑誌は、次のとおり収集する。

(ア) 最新の情報を伝えるために、外国で発行されるものも含めて、各分野における
主要な雑誌及び調査研究に必要な雑誌を収集する。

(イ) 代表的な団体誌、学会等の機関紙

(ウ) 政府関係機関の発行する雑誌

(エ) 大学等の研究紀要

(オ) 全国の代表的なタウン情報誌、広報紙

(カ) その他

(2) 郷土資料部門

① 通則

ア 歴史的資料だけでなく、最新の身近な情報を提供できる資料も収集する。

イ 明治期以前に刊行されたものでも必要に応じて収集する。

ウ 形態、刊行頻度に関わらず、必要に応じて図書として収集する。

エ 他の類縁機関との協力をはかり、収集もれのないよう努める。

オ 原則として廃棄はしない。

② 図書等

ア 資料を次のとおり区分して収集する。

(ア) 香川県関係資料

香川県に関する資料及び香川県について研究するために必要な資料

(イ) 空海関係資料

空海に関する資料及び空海について研究するために必要な資料

(ウ) 郷土人文庫

香川県にゆかりのある人物の著作物、及び香川県内で発行、製作された資料

イ 収集部数は、原則として次のとおりとする。

(ア) 香川県関係資料

保存、閲覧、貸出用として3部収集する。ただし、県、郡、市町村史等基本的な資料は、4部収集する。

(イ) 空海関係資料

香川県関係資料に準ずるが、空海に直接関係のない資料については、1部とする。

(ウ) 郷土人文庫

保存、貸出用として2部収集する。

③ 新聞、雑誌等

タウン情報誌、同人誌、広報紙等、一般に入手しにくいものも含めて収集する。また、全県域を網羅するよう努める。

収集部数は、原則として1部とする。

④ 新聞のクリッピング

郷土に関する新聞記事を収集する。

⑤ その他

上記以外の資料についても必要に応じて収集する。

(3) 児童資料部門

① 通則

ア 児童資料の区分は、次のとおりとする。

(ア) 子どもの本や読書等に関する研究書（以下「研究用資料」という。）

(イ) 小学生まで（以下「児童」という。）を対象として出版された資料（以下「児童用資料」という。）

イ 収集部数は、原則として1部とするが、次のものについては、複数部収集する。

(ア) 受賞の対象となった資料

(イ) 県内の市町立図書館及び読書活動に関わる団体等を支援するために必要な資料

(ウ) その他必要とされる資料

② 図書等

ア 研究用資料は、次のとおり収集する。

(ア) 児童用資料に関する資料

(イ) 児童用資料の図書目録

(ウ) 読書活動、読書運動、読書指導、その他読書に関する資料

(エ) 作家論、作品論、文学史等に関する資料

(オ) その他

イ 児童用資料は、次のとおり収集する。

(ア) 基本図書を優先的に収集する。

- (イ) 古典的図書、受賞作品、推薦図書、ベストセラー等は、積極的に収集する。
 - (ウ) できるだけ完訳本を収集する。
 - (エ) 次の資料については、原則として収集しない。
 - a 学習参考書
 - b 各種試験問題集、テキスト集
 - c 漫画及び漫画に類似した資料（ただし、古典的価値の高いものは除く。）
 - (オ) 外国語資料
 - 次のものを中心に収集する。
 - a 外国で翻訳、出版された日本の絵本
 - b 外国の古典的な児童用資料の原書
 - c アジア諸国の絵本
 - (カ) 紙芝居
 - 次のものを中心に収集する。
 - a 童話、民話及び創作作品
 - b 児童の生活指導、自然観察、行事等に関する作品
- ③ 雑誌等
雑誌は、研究用資料及び児童用資料について選択的に収集する。
- (4) A V資料部門
- ① 通則
 - ア 文字では伝達が困難な情報を、より具体的に提供するための資料を収集する。
 - イ 活字資料では、保存が困難な資料を収集する。
 - ウ 活字資料に比べて検索等に利便性の高い資料を収集する。
 - エ 収集部数は、原則として1部とする。
 - ② 次の事項に留意して収集する。
 - ア 一定の評価を得た資料を、全分野にわたって収集する。
 - イ 話題性、時事性よりも、記録性、資料的価値に重点をおいて収集する。
 - ウ 香川県に関係したもの及び郷土人の作品は、資料の形態、媒体にかかわらず積極的に収集する。
 - エ 障害の状況に応じたサービスが行えるよう、必要な資料を積極的に収集する。
 - オ 媒体の技術革新に留意し、より耐久性、保存性、利便性に優れた媒体で収集する。
- (5) 巡回文庫部門
利用者の開拓、読書普及の観点から、各分野の資料を幅広く収集する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月27日から施行する。